

ITER ダイバータに関する試験検査及び設計業務
に関する労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ

1. 件名

ITER ダイバータに関する試験検査及び設計業務に関わる労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、ITER 建設活動において国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)が国内機関の責務として実施する ITER ダイバータ調達に関する試験検査及び設計業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

3. 1 ITER ダイバータに関する試験検査業務

- (1) 各種試験検査業務の計画立案と工程管理
- (2) ITER ダイバータ実規模プラズマ対向ユニット (PFU) やその小型試験体等の各種試験体の試験準備、試験及び試験データ整理
- (3) 各種試験に供する試験体や試験用機器等の搬入出（フォークリフト及び床上操作式クレーンの運転を含む）、開梱及び梱包作業
- (4) 高熱負荷試験、耐水圧試験及び、室温ヘリウムリーク試験等の各種試験検査の準備、試験及び試験データ解析作業
- (5) 試験検査要領書や試験検査報告書等、試験検査業務遂行に必要な図書の作成

3. 2 ITER ダイバータに関する設計製作業務

- (1) 各種設計及び製作業務の計画立案と工程管理
- (2) ITER ダイバータに関する高熱負荷試験装置の設計及び製作
- (3) ITER ダイバータに関する高温ヘリウムリーク試験装置の設計及び製作
- (4) ITER ダイバータに関する各種試験検査装置及び周辺機器の設計及び製作
- (5) 設計図や設計報告書、製作要領書及び製作報告書等、設計及び製作業務に必要な図書の作成
- (6) ITER 機構指定の CAD ソフトウェア (CATIA) を用いた高熱負荷試験装置及び高温ヘリウムリーク試験装置に関する製図作業
- (7) ITER 機構及びメーカから提出される図面の確認作業
- (8) ITER ダイバータに関わる ITER 機構担当者との技術協議及び議事録作成

3. 3 安全・工程管理

- (1) 作業実施計画書等の資料作成
- (2) 作業場の安全衛生の管理
- (3) プラズマ対向機器開発グループ会議への参加

3. 4 上記の試験検査、設計業務に必要な以下の作業など

- (1) 上記 3. 1 項及び 3. 2 項に関連して行う購入依頼業務
- (2) 書類などの収集、分析及び作成

- (3) 打合せへの参加及びその準備
- (4) 調査、他部署との調整

3. 5 その他上記の付隨的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 大卒（工学系）以上の学位を有すること。
- (2) ITER ダイバータ外側垂直ターゲットの構造、電子ビームを用いた高熱負荷試験装置及び高温ヘリウムリーク試験装置、耐水圧試験、ヘリウムリーク試験に関わる基本知識を有すること。
- (3) 上記業務に必要な設計、開発に係る専門文書の理解、プログラムの作成、ITER 機構担当者との協議、英文文書管理を行える技術力の英語能力を有すること。
- (4) 上記業務を遂行する上で必要となるパソコンソフト（MS-Word 及び MS-Excel、MS-PowerPoint）を用いて文書を作成することが可能であること。
- (5) 上記業務を遂行する上で必要となるパソコンソフト（ITER 機構指定の CAD ソフトウェアである CATIA）を用いて 3 次元 CAD モデル及び 2 次元図面を作成することが可能であること。
- (6) 派遣労働者は、放射線従事者中央登録センターの承認シール及び中央登録番号が記載された放射線管理手帳を有すること。有しない場合には、派遣元の負担において契約後速やかに取得するものとする。
- (7) 高熱負荷試験装置における試験では高圧電気（～100kV）を扱うため、高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育を修了していること。
- (8) つり上げ荷重 5 トン以上の床上操作式クレーンを操作するため、床上操作式クレーン運転技能講習を修了していること。
- (9) フォークリフトの運転（1 トン以上）をするため、フォークリフト運転技能講習を修了していること。
- (10) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能であること（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。
- (11) 電子ビームを用いた高熱負荷試験の実務経験を有すること。
- (12) 電子ビームを用いた高熱負荷試験装置の製作設計に関する経験を有すること。
- (13) 真空容器内機器に対する耐水圧試験及び室温ヘリウムリーク試験の実務経験を有すること。
- (14) 業務遂行にあたり、適切なタイミングでの報告・連絡・相談を実施できること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の限度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ
住所：茨城県那珂市向山 801-1
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等
電話番号 029-210-2661

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他 QST が指定する日
(以下「休日」という。) を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9 時から 17 時 30 分まで
(2)休憩時間：12 時から 13 時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。
なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。
派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人 員 1 名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。」

15. 服務等

- (1) 一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- (2) 特殊健康診断（電離放射線健康診断を含む。）については、QSTが負担する。
- (3) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち(1)～(5)については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課)へ各1部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記(3)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする(届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること)。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、QST が派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこととする。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（就業後に QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする

以上